

政策調整課

1 全国知事会

【目 的】

各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として、活動しています。

【事 業】

全国知事会では次のような事業を行っています。

- (1) 各都道府県の事務に関する連絡調整。
- (2) 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進。
- (3) 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議。
- (4) 地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出。
- (5) その他、会の目的を達成するために必要なこと。

【組 織 等】

全国知事会の意思決定機関である全国知事会議は正副会長会議、理事会、7の常任委員会、5の特別委員会で組織されています。（令和2年4月1日現在）

[常任委員会]

- ・ 総務常任委員会
- ・ 地方税財政常任委員会
- ・ 農林商工常任委員会
- ・ 国土交通・観光常任委員会
- ・ 社会保障常任委員会
- ・ 文教・スポーツ常任委員会
- ・ 環境・エネルギー常任委員会

[特別委員会]

- ・ 総合戦略・政権評価特別委員会
- ・ 危機管理・防災特別委員会
- ・ 地方分権推進特別委員会
- ・ 原子力発電対策特別委員会
- ・ 過疎対策特別委員会

このうち、国土交通・観光常任委員会、環境・エネルギー常任委員会、危機管理・防災特別委員会、地方分権推進特別委員会、原子力発電対策特別委員会、過疎対策特別委員会において、長崎県知事が委員として参画しています。

【全国知事会議】

会議は通常年3回開催されます。

7月（全国知事会主催：地方開催 令和2年6月 WEB会議）

翌年度の政府の施策並びに予算に関する要望等を審議・決定

10～11月（政府主催：東京都）

政府と地方公共団体との連携を図るための意見交換等

12月（全国知事会主催：東京都）

翌年度の地方財政対策、国の予算編成に関する対策協議等

2 九州地方知事会・九州地域戦略会議

【目 的】

九州・山口各県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図るとともに、政府に対する要望活動を行います。

【主な取組】

(1) 九州地方知事会議（年2回 春・秋開催）

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

開催日程（令和2年度）

第155回 令和2年 5月22日 W E B 会議開催

第156回 令和3年 10月29日 山口県開催

組織構成（九州地方知事会）

会 長：大分県知事 広瀬 勝貞

副会長：長崎県知事 中村 法道

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

(2) 九州地域戦略会議（九州地方知事会議と同時期開催）

九州地域の自立のかつ一体的発展に向けて、官民一体で具体的な政策を検討し、実践的な取組を行います。

開催日程（令和2年度）

第37回 令和2年 5月22日 W E B 会議開催

第38回 令和2年 10月30日 山口県開催

組織構成（令和3年4月現在）

議 長：九州経済連合会会長 麻生 泰（麻生セメント㈱会長）

議 長：九州地方知事会会長 広瀬 勝貞（大分県知事）

委 員：（行 政）九州地方知事会会員（各県知事）

（経済界）九州経済連合会会長・副会長・理事

九州商工会議所連合会会長

九州経済同友会代表委員

九州経営者協会会長

事務局：九州経済連合会、九州地方知事会事務局（大分県総務部行政企画課内）

また、九州の発展に向けた共同体意識を醸成するため、産学官のトップリーダーが一堂に会した夏季セミナーを毎年開催しています。

3 道州制

【目 的】

人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展など、時代の潮流に適切に対応していくとともに、将来に向けた創造的な発展を図るため、従来の中央官庁主導の画一的な行政システムを地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替え、地方分権を加速させる新たな広域自治体のあり方として、道州制に関する検討などの取組を行っています。

〔道州制のイメージ〕

- ・都道府県制を見直し、地域ブロックごとに広域自治体の「道」や「州」に再編
- ・外交、防衛などを除く国の事務・権限・財源を、できるだけ道州に移譲
- ・現在の都道府県の事務の大半を、住民に最も身近な市町村に移譲
- ・地方分権の推進と国・地方を通じた効率的な行政運営を実現

【主な取組】

九州地方知事会における取組

- ・道州制等都道府県のあり方を考える研究会（平成14年2月～）

九州地方知事会においては、道州制、連邦制、県合併、県連合や県境を越えた広域連携など、都道府県のあり方に関する情報収集及び調査研究を行う「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」が、平成14年2月に設置されました。同研究会は、「九州が道州制に移行した場合の課題等について」を取りまとめ、平成17年6月の九州地方知事会議に報告しました。

また、各県の担当部局長等で構成される同研究会のメンバーは、九州地域戦略会議に設置された「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」に参画し、経済界と一体となって道州制の推進に向けた取組を行ってきました。

さらに、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」の企画立案にも取り組んでいます。

九州地域戦略会議における取組

- ・道州制検討委員会（平成17年10月～平成19年3月）

九州地域戦略会議では、平成17年10月に「道州制検討委員会」が設置され、官民が一体となって道州制に関する検討を行いました。

同委員会は、平成18年10月の九州地域戦略会議において「道州制に関する答申」を報告し、了承を得ました。これにより、道州制の必要性や九州が目指す姿などが、九州における官民の共通認識として確認されました。

- ・第2次道州制検討委員会（平成19年5月～平成21年5月）

九州地域戦略会議では、さらに道州制に関する検討を続けるため、平成19年5月に「第2次道州制検討委員会」が設置されました。同委員会は、九州地域戦略会議に対し、平成20年10月に「道州制の『九州モデル』答申」を報告、また、平成21年6月には「『九州が目指す姿、将来ビジョン』及び『住民及び国の関心を高めるためのPR戦略』」を報告し、いずれも了承を得ました。

- ・道州制に関するPR活動

九州地域戦略会議では、平成21年8月に「道州制PR活動実行チーム」を設置し、「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」における答申や報告を踏まえ、住民や国などを対象に、シンポジウム開催をはじめ道州制に関するPR活動に取り組んでいます。

4 政策連合

【目 的】

広域的視点に立った政策の立案と実行により、効果的な地域課題の解決や住民サービスの向上につなげていくとともに、将来の道州制へのステップとして、「九州はひとつ」という共同体としての意識を醸成していきます。

【主な取組】（九州地方知事会、九州地域戦略会議）

九州地方知事会及び九州地域戦略会議では、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」を推進しています。

令和3年4月現在、48項目の政策連合に取り組んでいます。

5 政府施策に関する提案・要望の実施

【目的・概要】

本県の主要事業としてその推進を政府に対して強く要望する必要がある事項及び制度の創設・改正により事業の促進が円滑に図られるもの等について、関係府省等へ提案・要望を行うほか、政府要人等の来県の際にも提案・要望を行います。

要望時期（令和3年度政府施策要望（令和2年度実施）実績）

6月上旬

要望項目（令和3年度政府施策要望（令和2年度実施）実績）

・項目件数 78項目（うち重点項目 33項目）

・主な重点項目

新型コロナウイルス感染症対策について

九州新幹線西九州ルート of 整備促進について

特定複合観光施設（IR）の区域認定について

国営諫早湾干拓事業について

海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について

地方創生・人口減少対策、防災減災対策に必要な財源措置の充実について

有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

離島振興対策の充実について

離島航路対策の強化について

新たな過疎対策法の制定等について

外国人材の受入について

農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

水産基盤整備等の促進について

農業生産基盤整備の促進について

西九州自動車道の整備促進について

地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について

地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

など

6 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)策定への参画

【概要】

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。

具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すもので、「全国計画」と「広域地方計画」が定められます。国土形成計画は、国土形成計画法に基づき、今後概ね10ヶ年間に於ける国土作りの方向性を示す計画として、平成20年7月4日に閣議決定されました。

これを受けて、国土形成計画法に基づき、現行の「九州圏広域地方計画」を今後概ね10ヶ年を想定し平成21年8月4日に策定しました。

しかし、その後の人口急減、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を見据えて「国土の「グランドデザイン2050」がとりまとめられ、この中で、現行の国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の見直しが実施され、「全国計画」は平成27年8月、「九州広域地方計画」は平成28年3月に変更・策定されました。

全国計画 : 国土形成に関する施策の指針として、基本的方針、目標及び全国的な見地から必要と認められる基本的な施策を定めるものです。閣議で決定されます。

広域地方計画 : 広域地方計画区域（18年7月、政令で北海道・沖縄除く8区域を決定。九州圏は7県で1ブロック）についてそれぞれ、全国計画を基本として、国土形成に関する方針、目標及び広域の見地から必要と認められる施策を国土交通大臣が定めるものです。九州圏広域地方計画は、九州圏の将来展望として日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を掲げています。

【国土形成計画策定にあたっての地方のかかわり】

国土交通大臣は全国計画案作成の際、都道府県等の意見を聴かなければなりません。

（法第6条）

都道府県等は全国計画の策定・変更を提案できます。（法第8条）

広域地方計画の策定・実施のため、国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市による広域地方計画協議会を組織します。（法第10条）

市町村は都府県経由で広域地方計画の策定・変更を提案できます。（法第11条）

【これまでの経過とスケジュール】

《法律公布から計画策定まで》

平成17年 7月29日 法律公布

” 12月22日 法律施行

平成18年 7月 7日 国土形成計画法施行令の公布・施行

” 8月 8日 長崎県国土形成計画検討会議（各部主管課長級の庁内検討組織）の設置

< 全国計画関係 >		< 九州圏広域地方計画関係 >
平成18年	8月23日	広域地方計画協議会準備会の設置
"	11月16日	
"	11月30日	広域地方計画プレ協議会の設置
平成19年	1月31日	
平成20年	7月 4日	
"	7月31日	広域地方計画協議会の設置
平成21年	4月	市町村から国に対する計画提案
"	6月	パブリック・コメント
"	8月	九州圏広域地方計画策定 (国土交通大臣決定)
平成26年	9月	国土審議会に計画部会を設置
平成27年	1月19日	広域地方計画見直しのキックオフ
"	2月 4日	九州圏広域地方計画協議会の開催
"	2月27日	
"	8月14日	九州圏計画に係る市町村からの 計画提案
平成28年	3月29日	九州圏広域地方計画 (国土交通大臣決定)

7 企業版ふるさと納税事業

【目 的】

平成28年度の税制改正の一つとして導入された「企業版ふるさと納税」について、企業への効果的・効率的なアピール展開を実施します。

【企業版ふるさと納税制度の概要】

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）から税額控除する仕組みで、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

【主な取組】

企業への本県地方創生事業のアピール

- ・ 企業からの寄附の対象となる本県の地方創生事業を掲載した地域再生計画の策定
- ・ 地方創生事業のアピールのための企業訪問
- ・ 企業経営者等との交流媒体を活用した地方創生事業のアピール活動

企業版ふるさと納税ホームページの開設

- ・ 全国の企業に対して、本県の地方創生事業の内容、寄附対象事業の具体的取組、寄附企業等を紹介するためのホームページを開設し、積極的な情報公開、「見える化」を推進

○企業版ふるさと納税リーフレット及びポスターの作成

- ・ 企業版ふるさと納税の制度周知及び寄附企業のPRとなるリーフレット、ポスターを作成し、県関係機関、空港やバスターミナル等の各交通機関の拠点に掲出、リーフレットについては企業訪問や県人会等で配布

○企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式の開催

- ・ 一定額以上の寄付をした企業を対象に、知事より感謝状を贈呈する式典を開催
メディア等にもプレスリリースを行い、寄附企業をPR
- ・ 感謝状贈呈式の模様は、ホームページ及びリーフレットにも掲載を行い、積極的にアピール活動を推進。